

市・県民税の申告のお知らせ ～申告期限(3月15日)までに申告を済ませましょう～

この申告は、市・県民税や国民健康保険税などの課税資料や所得証明などの基礎資料にもなりますので、忘れずに申告しましょう。

※前年に市県民税の申告をされた方への案内は、今年からはがきに変更となりました(1月下旬に発送しました)

【受付日程】

期日	会場	受付町名	
2月15日 木	飛駒基幹集落センター	飛駒	
2月16日 金	野上基幹集落センター	御神楽・長谷場・白岩・作原	
2月19日 月	田沼行政センター 3階会議室 ※田沼中央公民館での 受付はありません	石塚・山越・戸室・岩崎	
2月20日 火		下彦間・山形・梅園・閑馬・小中	
2月21日 水		栃本・戸奈良	
2月22日 木		小見・吉水・新吉水・吉水駅前1丁目～3丁目・船越	
2月23日 金		赤見・出流原・寺久保	
2月26日 月		田沼	
2月27日 火		氷室地区公民館	柿平・水木・秋山
2月28日 水		葛生あくとプラザ	中・牧・豊代・仙波
3月1日 木	葛生西1丁目～3丁目・宮下・築地・富士見・鉢木・長坂・ 嘉多山・あくと・会沢・山菅		
3月2日 金	葛生東1丁目～3丁目・多田		
3月5日 月	吾妻地区公民館	田島・君田・村上・上羽田・下羽田・高橋・大古屋・庚申塚・ 船津川・免鳥	
3月6日 火	城北地区公民館	天神・若松・並木・奈良淵・田之入	
3月7日 水		堀米	
3月8日 木	勤労者会館	久保・相生・高砂・万・伊賀・本・大蔵・朝日・大・大橋・ 天明・大和・亀井・金屋下・金屋仲・金井上・大祝・金吹	
3月9日 金		馬門・高山・高萩・北茂呂・茂呂山・越名	
3月12日 月		上台・七軒・植野・植上・寺中	
3月13日 火		植下・若宮上・若宮下・伊保内・赤坂・飯田	
3月14日 水		葦川・富士・大栗・富岡・浅沼・栄・西浦・鐙塚・黒袴	
3月15日 木		犬伏上・犬伏中・犬伏下・犬伏新・米山南・ 関川・町谷・伊勢山	

▶受付時間＝午前9時30分～午後4時

※飛駒基幹集落センター、野上基幹集落センター、氷室地区公民館は、午前9時30分～午後3時

【申告受付に際してのお願い】

- ①混雑緩和のため、なるべく指定された日に申告してください。
- ②申告期間中は市民税課窓口での申告書作成のための相談は行いません。
- ③市県民税の申告会場で受付できる確定申告は、給与と年金だけとなります。

ただし、平成29年中に入居された方で、住宅ローン控除を申告される方は、税務署での相談・提出となります。

※営業、農業、不動産所得の確定申告は、市県民税の申告会場で受け付けません。

佐野税務署での相談・提出となります

●受付会場に来られない方は申告書は郵送でも提出できます

確定申告書 → 佐野税務署 〒327-8601 (住所不要)

市・県民税申告書 → 佐野市役所市民税課 〒327-8501 (住所不要)



【申告受付会場に持参するもの】 ⑤～⑨は各所得・控除を申告する場合に必要です

- ①印かん(認め印)
- ②市・県民税申告書(申告書や収支内訳書は、申告会場にご用意してあります)
※事前に必要な方は市民税課へご連絡いただくか、各行政センター・各支所・各地区公民館に備え付けてありますのでご利用ください。市ホームページからもダウンロードできます
- ③個人番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)
- ④身元確認書類(個人番号カード、運転免許証、公的医療保険の被保険者証など)
- ⑤所得金額を証明する書類(給与所得や公的年金所得の場合は源泉徴収票、営業や農業、不動産などの所得のある方は必要経費を項目ごとに分けて作成した収支内訳書)
- ⑥社会保険料・生命保険料・地震保険料などの控除を申告される方は、平成29年中に支払った国民年金保険料・国民健康保険税・介護保険料などの領収書、生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- ⑦障害者控除を受けようとする方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または障害者控除対象者認定書など
- ⑧医療費控除を受けようとする方は、平成29年中に支払った医療費の明細書
※医療費の総額、保険などから補てんされる金額を必ず事前に整理し集計をしてお持ちください
- ⑨寄附金税額控除を受けようとする方は、寄附金受領証明書

平成29年分の申告から医療費控除が変わります

◆医療費の領収書が不要となり、明細書の添付が必要となりました

- ・医療保険者からの医療費通知を添付する場合、明細書への記入を省略できます(医療費の領収書は、5年間保存する必要があります)
- ・平成29年～31年分については、領収書での申告も可能です

◆セルフメディケーション税制の創設(医療費控除の特例)

健康の維持増進や疾病の予防への取組として一定の取組(※1)を行う個人が、スイッチOTC医薬品(※2)を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができます。

従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は、いずれかの選択適用となります。

それぞれの違いなど、詳しくは市ホームページをご覧ください。

(※1)

特定健康診査(人間ドック)・予防接種・定期健康診断・特定健康診査・がん検診などの取組を行ったことを証明する書類の提出が必要となります。

(※2)

医師から処方される要指導医薬品および一般医薬品のうち医療用から転用された医薬品で、対象となる商品には領収書に対象である旨が表示されています。一部の商品には、パッケージに対象である旨を示す「スイッチOTCマーク」が記載されています。



スイッチOTCマーク

●確定申告の問合せ…佐野税務署 ☎(22)4366 ●市・県民税の問合せ 市民税課 ☎(20)3008

